

電気自動車急速充電設備更新事業及び維持管理業務 公募型プロポーザル審査要領

電気自動車急速充電設備更新事業及び維持管理業務の実施にあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案書の審査を下記のとおり実施する。

記

1. 審査の進め方

本プロポーザル参加者から提出された企画提案書により、電気自動車急速充電設備更新事業及び維持管理業務プロポーザル審査委員が下記「3. 評価項目及び配点」に基づき審査を行う。

2. 最優秀提案者の選定方法

- (1) 各審査委員の評価点を集計し、その合計点数の高い得点を得た者から順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

3. 評価項目及び配点

各審査委員は、評価項目の評価視点に基づき5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

評価項目	評価視点	係数	配点
利用料金及び利用者の利便性	・利用料金は適正か。 ・誰でも利用できるものであり、利用しやすく、利便性の高いものであるか。	6	30
町の支出	・撤去費として「町が支払う金額」が低い金額の提案であるほど、審査では高評価（高得点）とする。	4	20
維持管理及び緊急時の対応	・保守メンテナンス・問い合わせ対応・故障対応等、充電設備の運用に係る維持管理の方法は具体的で、かつ、町及び道の駅管理者に負担を与えないものとなっているか。 ・災害や事故等のトラブルが生じた場合の体制は、町及び道の駅管理者に負担を与えないものとなっているか。	6	30
計画の実現性	・計画及びスケジュールは実現可能であるか。 ・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。	3	15
独自提案	・町または利用者に有益と評価できる、独自の提案や工夫点があるか。	1	5
合 計			100

※評価基準は以下のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価基準	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	非常に劣っている
	5点	4点	3点	2点	1点